

## 新潟市教育ビジョン推進委員会の委員の公募に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟市教育ビジョン推進委員会の委員の公募について、必要な事項を定める。

### (公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

### (応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 新潟市内に在住する20歳以上の者
- (2) 新潟市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 新潟市の議員及び職員でない者

### (応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、現在の職業と活動歴（教育、福祉、環境、まちづくり等に関する活動）を記載したものを作文に添えて、持参、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

### (選考委員)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市教育ビジョン推進委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 識者等（新潟市教育ビジョン推進委員）3名以内
- (2) 教育次長

### (選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、選考委員の合議により行う。

### 附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年2月27日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。